

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認くださいようお願いいたします。

2022

5

# 町からのお知らせ

(野木町役場)0280(57)4111代表 (野木町公式ホームページ)<https://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分  
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「野木エニスホール」を除く)

今月の納期 【固定資産税】第1期 【軽自動車税】全期

## マイナンバーカード日曜交付のお知らせ

### 【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

### 【持参する物(お持ちの方)】

- ・住民基本台帳カード

📅 5月29日(日) 9時～12時、13時～16時  
問住民課 ☎(57)4126

## 令和4年4月からの後期高齢者医療制度の保険料率等について

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。令和4・5年度の保険料率等については、次のとおりとなります。

	令和2・3年度	令和4・5年度
均等割額	43,200円	43,200円(変更なし)
所得割率	8.54%	8.54%(変更なし)
賦課限度額	640,000円	660,000円

- ・均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。
- ・所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のことです。
- ・賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のことです。

### ○軽減措置について

所得の低い方に対する均等割軽減、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、令和4年度も継続されます。

### 【お問合せ】

栃木県後期高齢者医療広域連合  
☎028(627)6805(代表)  
問住民課 ☎(57)4136

## Jアラートの全国一斉情報伝達訓練

📅 5月18日(水)11時頃

📍国…情報を発信

町…①訓練情報を受信

②防災無線および登録制メール「野木町防災たより」の自動起動

③正常に自動起動したか確認

### 【防災無線放送内容例】

①チャイム音

②「これは、Jアラートのテストです」×3

③「こちらは、野木町役場です」

④チャイム音

※Jアラートは、弾道ミサイル情報・緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信し、防災行政無線や登録制メール「野木町防災たより」を自動起動することにより、国から直接町民の皆様に対し緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

※訓練は、災害等が発生した場合または発生が懸念される場合、中止することがあります。

問総務課 ☎(57)4112

## マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限を迎えます。

有効期限が近い方で引き続きご利用を希望される場合は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。

更新対象の方には、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面またはカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎(57)4126